

業務委託の低入札対策に係る技術者専任の取扱方針

- 1) 島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（以下「要領」という。）第10条第3号の規定に基づく管理（主任）技術者の専任配置（以下「技術者専任」という。）については、この取扱方針によるものとする。
- 2) 対象業務委託の落札者と決定された低価格入札者は、入札執行者に提出する技術者専任について、次の各項に関して対応するものとする。
 - ①対象業務委託の履行期間中は他のいかなる業務も従事させない旨の誓約書を提出すること。
（要領様式第4号）
 - ②既に従事している業務（管理（主任）技術者だけでなく、担当技術者及び照査技術者となっている業務を含む。）があれば、対象業務委託の履行期間中は当該業務の従事からはずすこと。さらに、当該業務の発注者からはずれることについて承諾を得たことが分かる書類を添付すること。
 - ③契約後、対象業務委託の履行期間中は毎週の予定表と実績を発注者に提出すると共に、発注者との協議時には必ず同席すること。
- 3) 対象業務委託を契約した**発注者**は、技術者専任について、次の各項に関して対応するものとする。
 - ①対象業務委託に関して、県のホームページに業務名、受注者、履行期間、TECRIS登録番号を公表すること。なお、県の内部資料として、掲示板には専任技術者の氏名も記入した一覧表を掲載すること。
 - ②対象業務委託の履行期間が変更になった時及び完了した時には、その旨を速やかに公表すること。
 - ③提出のあった専任技術者が他の業務委託に従事していないかをTECRISで確認すること。
 - ④提出のあった専任技術者の変更は原則認めないこと。
 - ⑤新たに契約する業務委託において、提出のあった専任技術者の重複がないかを確認すること。
 - ⑥受注者の履行体制が（当初）契約時と同じであるか、毎週提出される予定表と実績に疑義がないか、協議時には提出のあった専任技術者が同席しているか等を確認すること。
- 4) 対象業務委託を契約した発注者以外の**他の発注者**は、履行中の業務委託及び新たに契約する業務委託において、提出のあった専任技術者が重複していないか、掲示板及びTECRISで確認するものとする。

5) 対象業務委託を契約した受注者が、技術者専任に関して違反が明らかになった場合は、不誠実な行為として指名停止等の措置を行うものとする。

技術者専任の取扱方針に関する質疑応答

Q 1. 専任の時に受注者が追加提出する書類には何がありますか？

A 1. ①誓約書及び契約日以前に手持ち業務の配置を外れることについて手持ち業務の発注者から承諾を得たことが分かる書類、②毎週の予定表及び実績です。

Q 2. 「技術者専任」とはどのような定義ですか？

A 2. ①他の業務委託において、いかなる技術者としても従事しないこと。
②助言等を含めて、他の業務委託に実質的な従事が一切ないこと。
③対象業務委託の現場作業に従事するとき以外は、受注者の会社に出勤していること。

Q 3. 専任が疑われる時とはどのような場合ですか？

A 3. ①他の業務委託において、技術者として届け出たり、履行体制に掲載されたりした場合。（TECRIS登録の有無は問わない。）
②毎週提出される予定表及び実績により、他の業務委託への従事に疑義がある場合。
③受注者の会社に電話したときに、対象業務委託に係る理由以外で不在の場合。
④対象業務委託の協議時に、正当な理由なくして同席しない場合。

Q 4. 専任が疑われる時はどのように対応しますか？

A 4. 受注者に事実関係を調査し、重複が確認されれば他の業務委託からはずさせるよう要請すると共に、必要なペナルティー等の措置を執ること。